

東京エレクトロンホール宮城大ホールを御利用の皆様へ（令和5年2月14日以降）

日頃、当館を御利用いただきありがとうございます。

「本県における『第8波』への対応等について」における「イベント主催者等への要請内容」に基づき、令和5年2月14日以降の大ホール利用に当たって、収容人数等を下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き皆様に御理解・御協力をお願いする事項についても、合わせてお知らせいたします。

御利用に当たっては、当館からの依頼事項等と共に、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた取り組みが適切に行われるよう御協力をお願いします。

なお、今後の発生・感染状況を踏まえ、下記の取り扱いは急遽見直しを行う場合がございます。

記

1 収容人数について

収容率を100%（1590席）とします。

- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、全国公立文化施設協会により示された「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和5年1月4日）」及び内閣官房新型コロナウイルス等感染対策推進室長名で示された「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について（令和5年1月27日）」に則った感染防止対策を実施してください。
- ・ ただし、宮城県の感染状況やイベントの態様に応じて、ロビーや建物周辺、公共交通機関の三密が避けられない場合などには、上記に示した座席数を下回る範囲で三密の回避可能な座席数に制限することがあります。
- ・ 宮城県が公表している「イベント開催時のチェックリスト」（別紙）を作成し、自らホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください。
- ・ 座席はできるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- ・ 立ち見席は設けられません。

2 運営にあたっての依頼事項

【事前打合わせ】 開催前に来館いただき打合せを行います。舞台の設営や新型コロナウイルス感染拡大防止対策等について伺います。

【楽屋の使用】 各楽屋の定員については、基本の定員数でご利用いただけますが、お部屋に備えております加湿空気清浄機を使用するなど、感染症対策を行った上でのご利用をお願いします。

浴室はシャワーのみ使用できます。

【マスク着用】 常時マスクを着用願います。やむを得ない理由によりマスクを着用できない場合

は、その他の方法で感染拡大防止に努めてください。

【体調不良者の対応】 発熱や咳等の風邪症状が見られる場合は入館をお断りします。

【食事】 楽屋等では炊き出しや大皿等による飲食物の提供はしないで、弁当等の個包装されたものとするほか、使い捨ての紙皿や紙コップ等を使用するよう願います。

3 開場・開演・終演時の依頼事項

【入場・休憩時間・規制退場】 開場時の密集などによる混雑を避けるため、余裕のある入場時間や休憩時間を設定願います。

当館は市中にあり、入場待機列のための十分な場所を確保することができません。特に、全席を販売する公演の場合は、来場者が密集したり歩道を塞いだりすることのないよう、座席によって開場時間を変更する等の分散入場対策を行ってください。なお、このような対策のため開場時間を早めた場合、追加料金は発生しません。

また、終演時の混雑を避けるため、規制退場等を実施願います。

入退場における三密回避が難しい場合、回避可能な座席数としてください。

【もぎり】 入場時のチケット確認（もぎり）については、係員は適宜手指消毒を検討してください。

【受付】 来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意したうえで、取扱者は不織布マスク着用や手指消毒など必要な対策を適宜行ってください。

【物販】 現金の取り扱いをできるだけ減らすため、グッズ販売ではオンラインでの販売やキャッシュレス決済を推奨します。

物販に関わる関係者は不織布マスクの着用に加え、必要に応じて手指消毒を行ってください。

【換気】 施設内は、換気設備の常時運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図ってください

来場者が多くロビーが混雑しているときは、マスクを着用し大声での会話を控え、密集密接を避けるため自席に戻るようアナウンスしてください。

【ロビー・トイレの三密回避】 途中休憩を設ける場合は、ロビーやトイレの三密回避の対策を講じてください。回避が難しい場合、回避可能な座席数としてください。

4 来場者への開催前の周知事項

以下について、ホームページや SNS 等を用いて事前周知願います。

【健康状態の確認】 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを十分周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻当の諸条件については、事前に告知してください。

【マスク着用等の案内】 適切なマスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用を周知、徹底してください。

【主催者の指示の遵守】 感染症対策等に係る主催者の指示に従わない場合は、退場していただく等の措置をとることを事前に告知してください。

5 来場者への開催中の周知事項

以下について、掲示や場内アナウンスを用いて周知願います。

【掲示や場内アナウンス】 アルコール消毒液で、手指消毒をしてから入館すること。
公演中は常にマスクを着用すること。
参加者同士の間隔をできるだけ（1mを目安）開けること。

6 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

【隔離等】 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離してください。
対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
速やかに、必要となる検査を行うか、かかりつけ医等地域の医療機関や「受診・相談センター（コールセンター）」へ連絡し、指示を受けてください。

【新型コロナウイルス感染症 受診相談センター（24時間受付）】

TEL（022）398-9211／050-3614-4531

7 場内を消毒する場合の注意事項

ロビー、客席、楽屋等を消毒する場合は、下記に注意して実施願います。

【消毒方法】 館内で次亜塩素酸ナトリウムの希釈液を作成する場合は、楽屋トイレのスロップシンクで行うこと。

次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて拭き上げ清掃を行う場合、適切な濃度（0.05%）の溶液で清掃をしないと、消毒が不十分であったり、布製品が脱色したりする場合がありますので、適切な濃度の溶液を用いること。

清掃にあたっては、次亜塩素酸ナトリウム溶液を備品類に直接吹きかけず、タオル等に吹きかけて清掃すること。

金属部分（手すり、ドアノブ等）は原則としてアルコールを用いて消毒すること。次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて拭き上げ清掃する場合、金属が腐食することがあるので、消毒後必ず水拭きをすること。

次亜塩素酸ナトリウムを含む消毒薬の噴霧は、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。

次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて清掃する場合は、十分に換気をしながら行うこと。

※消毒の臭いが残る場合がありますので、影アナウンスで消毒したことをアナウンスしても良い。

主催者控室内の備品（もぎり台、パイプ椅子、長方卓等）は使用後に消毒の上返却すること。

2回公演の場合、1回目の公演終了後の清掃はトイレ以外の座席、ドア、手すり等客席周辺を重点的に消毒する。

※ 2回公演の場合、当館の清掃員は1回目公演終了後トイレから清掃するため。

8 大ホール舞台作業等に係る依頼事項

① 出演者、スタッフ等について

【感染防止策】 出演者やスタッフのマスクの着用、消毒液での定期的な手指の消毒、各自での検温を実施してください。

※ 打合せや下見等でも上記対策をお願いします。

【作業時の注意】 作業時には軍手や手袋を着用願います。

舞台上では、必要以上の大声や私語はお控え願います。

舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペースや飲食周りなどマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等をしてください。

【演出上の注意】 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて感染防止に努め、各業界が定める業種別ガイドラインを遵守してください。

客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から一定の距離を取ることとし、水平距離で2 m程度（最低でも1 m）を確保するよう努めてください。

出演者と来場者、来場者同士が接触するような演出（ハイタッチ、手をつなぐ等）は行わないようにしてください。

出演者が客席内を移動する場合は、来場者との十分な距離を確保し、来場者が自席から移動することを促すような演出は行わないでください。

【感染者等の発生】 施設内で体調不良者が発生した場合、感染者が発生した場合は、速やかに報告してください。

② 舞台設備等について

【舞台設備の消毒】 貸出備品に関しては通常のコleaningを行っています。共用備品の使用に不安を感じる場合は、お持ち込みいただくか、会館職員の承認を得て備品を消毒することができます。なお、当日の使用状況に応じ、使用後に備品を消毒して返却していただく場合があります。

【管楽器の演奏】 管楽器の演奏を行う際は、舞台や平台に唾液が浸透することを防止するため、各自受け皿等を用意願います。

③ 換気及び冷暖房設備について

【換気対策】 舞台、客席、楽屋及び周辺共用部は、外気を取り入れる換気設備を作動させています。

外気温と室内温度に大きな差が生じると、床や壁に結露が生じ、大変危険な状態となります。舞台及び楽屋の冷暖房設備を使用する場合は、外気温と大きな寒暖差が生じないように、徐々に温度を変更するようお願いいたします。

地下楽屋使用時は、換気の効率を上げるため、できる限りドアを開けて使用願います。

(参考) 大ホール及び楽屋の換気量 (機械換気設備導入) について

区 分	面 積	毎時換気量/人 (m^3/h)		収容人数 (人)	利用人数基準		
		100%	50%		収容人数の 100%	収容人数の 50%	
大ホール	1 2 4 0. 0 5 m^2	102.8	205.7	1590	1590	795	
楽 屋	B 0 2	8 9. 5 8 m^2	49.3	98.7	50	50	25
	B 0 3	4 4. 6 2 m^2	148.7	297.5	20	20	10
	B 0 4	8 9. 5 7 m^2	63.7	127.4	50	50	25
	B 0 5	1 6. 8 5 m^2	316.8	792	5	5	2
	B 0 6	2 1. 8 1 m^2	280.8	702	5	5	2
	B 0 7	1 4. 5 4 m^2	92.8	232	5	5	2
	B 0 8	1 9. 3 5 m^2	43.6	131	3	3	1
	2 0 1	1 3. 5 5 m^2	54.2	108.4	5	5	2
	2 0 2	7 8. 0 0 m^2	31.2	62.4	50	50	25
	2 0 3	9 1. 0 m^2	130.0	260	14	14	7

※ 毎時換気量は実測から算出した参考値です。

※ 厚生労働省が推奨する必要換気量 (一人あたり毎時 30 m^3) を確保しています。ただし、気象条件や利用形態により一部数値が変動する可能性があります。

※ 収容人数は、イベント開催制限による基準を参照してください。

※ 2 0 1 楽屋、2 0 2 楽屋、2 0 3 特別室は、窓の開閉による自然換気を実施した際の必要換気量です。

建築基準法施行令により、必要換気量 (m^3/h) = $20 \times$ 居室の床面積 (m^2) / 1 人当たりの専有面積 (m^2) にて算出しています。

【問い合わせ先】 東京エレクトロンホール宮城 事業課大ホール担当 / 舞台課
TEL (022) 225-8641 FAX (022) 223-8728 E-mail kenmin@miyagi-hall.jp

イベント開催時のチェックリスト

【第4版（令和5年1月版）】

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。	
イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等		
開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧ご提出ください。)	
開催会場		
会場所在地		
主催者		
主催者所在地		
主催者連絡先	(電話番号)	(メールアドレス)
収容率(上限) いずれかを選択	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
収容定員	〇〇,〇〇〇人 (収容定員ありの場合記載)	
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
その他特記事項		

感染防止策チェックリスト

【第4版（令和5年1月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

① 飛沫感染対策

- 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

② エアロゾル感染対策

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

③ 接触感染対策

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

感染防止策チェックリスト

【第4版（令和5年1月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策 (2) その他の感染対策

④ 飲食時の 感染対策

- 前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）の周知

⑤ イベント前の 感染対策

- 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦ 出演者や スタッフの 感染対策

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施